

令和4年度

## 『フォークリフト運転技能講習』開催のご案内

当協会は、山梨労働局長登録教習機関として労働安全衛生法に定める「フォークリフト運転技能講習」（フォークリフト運転資格取得講習）を定期的（年4回：5月、7月、9月、11月）に実施しております。

この度、令和4年度第3回（9月度）フォークリフト運転技能講習を、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、講習を中止させていただくことがありますので、ご理解とご了承をお願いいたします。

【主催】 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 山梨県支部

【目的】 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転を行う資格取得講習

【受講資格】 普通・準中型・中型・大型自動車免許（この内どれか一つ）保持者

【日時】 令和4年9月 3日(土) 午前8時～午後5時20分(学科)  
令和4年9月 4日(日) 午前8時～午後5時10分(実技)  
令和4年9月10日(土) 午前8時～午後5時10分(実技)  
令和4年9月11日(日) 午前7時30分～午後5時50分(実技)

【会場】 日本航空学園（甲斐市宇津谷445番地）

【講習科目】

1	フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間
2	フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	2時間
3	関係法令	1時間
4	フォークリフトの走行の操作・荷役の操作(実技)	24時間

【受講料】 33,000円（テキスト代及び消費税が含まれています。）

【申込み】 別紙の申込書に所要事項をご記入のうえ、FAX（055-226-3631）又は郵送によりお申し込みください。  
申込者には、後日、提出書類や受講料の納入方法をお知らせします。

【定員】 20名（定員になり次第、締め切りとさせていただきます。）

〒409-3867

中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモビル2-A

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 山梨県支部

【山梨労働局長登録教習機関第63号 有効期限：R6.9.16】

TEL：055-226-3558 FAX：055-226-3631